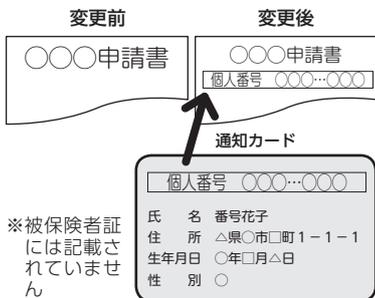


平成28年1月から

# あなたにも、マイナンバー。はじまります。

◆後期高齢者医療制度の手続きでマイナンバー（個人番号）の記入が必要になります

平成28年1月から、マイナンバー制度が始まります。これからは、個人番号欄がある申請書・届出書等（※）に、あなたのマイナンバーを記入してください。



※被保険者証には記載されていません  
ご自身のマイナンバーは「通知カード」や「個人番号カード」等で確認して、ご記入ください。

■問い合わせ  
佐賀県後期高齢者医療広域連合業務課  
〒840-0201 佐賀市大和町大字尼寺  
1870番地（佐賀市大和支所3階）  
☎6418476 ⑨6210150

※通知カードは平成27年10月から、被保険者一人ひとりに郵送されてきます。  
※障害認定申請書および資格取得（変更・喪失）届書、基準収入額適用申請書、限度額適用・標準負担額減額認定申請書など。詳しくは市民生活課保険年金係または、佐賀県後期高齢者医療広域連合に問い合わせてください。

# 高額介護合算療養費の支給申請が今年もはじまりました

医療保険と介護保険の自己負担額の合算が著しく高額になる場合、その負担を軽減するために「高額介護合算療養費制度」が設けられています。

この制度は、各医療保険の世帯ごとに平成26年8月1日から平成27年7月31日（基準日）までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担分の合算額が左表の限度額を超えている場合に支給されるものです。

（医療費分は、高額療養費の計算対象になったものがこの制度でも対象となります）

加入保険・年齢 所得区分	後期高齢者医療+ 介護保険75歳以上	国民健康保険+ 介護保険70～74歳	国民健康保険+ 介護保険70歳未満	
			901万円超	176万円 600万円超 901万円以下
上位所得者・ 現役並み所得者	67万円	67万円	135万円	67万円
一般	56万円	56万円	210万円超 600万円以下	63万円
			210万円以下	34万円
住民税 非課税	低所得者Ⅱ	31万円	34万円	
	低所得者Ⅰ	19万円		

※所得区分は、高額療養費の所得区分（平成27年7月31日時点）と同じです。ただし、その超えた額が500円未満の場合は支給されません。

## ◎多久市国民健康保険（または佐賀県後期高齢医療制度）加入者

多久市の国民健康保険（または佐賀県後期高齢医療制度）加入者で、佐賀中部広域連合の介護保険加入者は、支給対象となった場合は、多久市（または佐賀県後期高齢医療制度）から通知を送付します。通知が来ていない場合でも、支給対象となる場合があります。その場合は保険年金係までお問い合わせください。

## ◎他の医療保険（協会けんぽ・健保組合・共済等の職場の保険）加入者

加入されている医療保険者への申請となります。詳しい申請方法等は、基準日（7月31日）に加入している医療保険者に問い合わせください。その際に介護保険の「自己負担額証明書」が必要ですので、まず「自己負担額証明書」の交付申請を行ってください。「自己負担額証明書」は、発行までに約1か月かかります。

## ◎介護保険の自己負担額の発行申請先

佐賀中部広域連合および多久市福祉課、または郵送で受け付けています。

■問い合わせ 〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134

## 社会保障・税番号制度

あなたにも、マイナンバー。はじまります。

税の分野でも社会保障・税番号制度が導入され、平成28年1月以降順次、税務関係書類に個人番号（マイナンバー）・法人番号を記載することになります。

### 税務関係書類への番号記載時期

	記載対象
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払い等に係る法定調書から
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から

詳しい情報は、国税庁ホームページ内『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について』へアクセス

▲問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

▼問い合わせ 市民生活課 保険年金係  
佐賀県後期高齢者医療広域連合  
☎7512159  
☎6418476